

確認申請書を提出する前に道路の確認をお願いします

都市計画区域内で建築物を建築する場合は、建築基準法第 42 条に定める道路に接していなければなりません。

建築基準法第 42 条に定められている道路の中で、同条第 2 項に規定する道路については、「この章の規定が適用されるに至った際（建築物の建築場所が都市計画区域に指定された時）現に建築物が立ち並んでいる幅員 4m 未満の道で、特定行政庁の指定したもの」と規定されている。

1. 岐阜県内の特定行政庁は、施行細則で次のいずれかに適合する道と定められています。
 - 一 道路法による道路で幅員が 4m 未満のもの
 - 二 前号の道以外の道で幅員が 1.8m 以上 4m 未満のもの

2. 愛知県内の特定行政庁は、施行細則又は告示で次のいずれかに適合する道と定められています。
 - 一 行政庁の管理に属する幅員 4m 未満 1.8m 以上の道
 - 二 市街地建築物法第 7 条ただし書の規定により指定した建築線で、その間の距離が 4m 未満 2.7m 以上のもの

しかし、この建築基準法第 42 条第 2 項の規定に適合する道路の判断は、特定行政庁に委ねられています。

当社としては、都市計画区域内で建築する建築物の建築確認申請を受理した場合、敷地が接する道路の法令適合性の判断は、県内の特定行政庁にご協力をお願いしているところです。

そこで、建築主（代理者を含む。）又は設計者の皆様は、建築物を設計する前に敷地が接する道路の確認を建築場所を管轄する行政庁で行なってくださるようお願いします。